

改正クリーンウッド法の施行に向けて

令和6年1月

林野庁木材利用課

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

令和5年
5月8日 公布

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、**森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。**
- 現行制度は、①事業者による**合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に行う木材関連事業者を第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化が必要。**

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

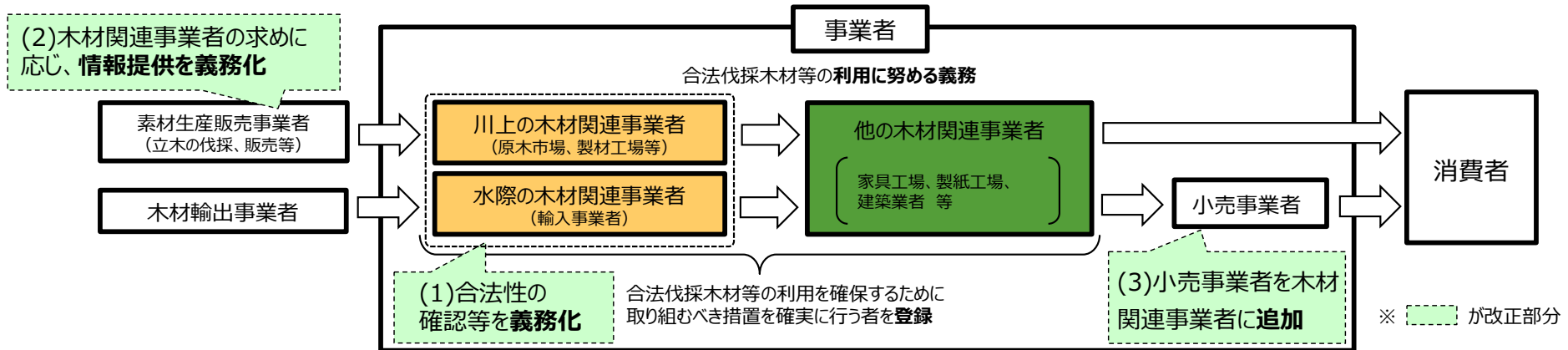
- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置**（第2条第4項）。

(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、**合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置等**を明確化（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け、関係行政機関の長等に対する協力要請**を措置（第12条、第41条）。

3. 施行期日

令和7年4月1日



クリーンウッド法の対象事業者

※素材生産販売事業者及び小売事業者が追加

(定義)

第二条 この法律において「木材等」とは、木材（素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

- 2 この法律において「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「素材生産販売事業者」とは、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した 素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者をいう。
- 4 この法律において「木材関連事業者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。
 - 一 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業
 - 二 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業
 - 三 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
 - 四 前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの

木材関連事業者の義務①（合法性の確認）

※川上・水際の木材関連事業者が対象

（木材関連事業者による合法性の確認等）

第六条 木材関連事業者は、その事業として次の各号に掲げる行為をするときは、当該各号に規定する木材等について、その原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いか どうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならない。

- 一 素材生産販売事業者からの素材（既に合法性の確認がされた素材であることが第八条又は第十三条第一項第五号の規定により伝達された情報により明らかであるものを除く。第九条において同じ。）の譲受け又は譲渡しの受託
- 二 外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託
- 三 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工

2 前項の「原材料情報」とは、同項各号に規定する木材等の原材料である樹木についての次に掲げる情報をいう。

- 一 当該樹木の**樹種**及び当該樹木が伐採された**地域**
- 二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の八第一項に規定する届出書の写し若しくは原産国の政府機関により発行された当該樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証する証明書の写し又はこれらの写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として**政令で定める情報**（書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十一条において同じ。）によって作成されたものに限る。）

木材関連事業者の義務②（記録の作成及び保存、情報伝達）

※川上・水際の木材関連事業者が対象

（木材関連事業者による記録の作成及び保存）

第七条 前条第一項の規定により原材料情報（同条第二項に規定する原材料情報をいう。以下同じ。）の収集又は整理をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該原材料情報に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 前条第一項の規定により合法性の確認をした木材関連事業者は、主務省令で定めるところにより、当該合法性の確認をした木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認した木材等（以下「合法性確認木材等」という。）であるか否かの別及びその理由に関する記録を作成し、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（木材関連事業者による情報の伝達）

第八条 第六条第一項の規定により原材料情報の収集又は整理をした木材関連事業者は、当該原材料情報の収集又は整理をした木材等について他の木材関連事業者への譲渡しをするときは、主務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する記録に関する情報として主務省令で定める情報及び当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を、当該他の木材関連事業者に伝達しなければならない

木材関連事業者の義務③（定期報告）

※一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者が対象

（合法性確認木材等の量の報告）

第十二条 木材関連事業者（その事業としてする第六条第一項各号に掲げる行為に係る木材等の総量又は価額の総額が主務省令で定める基準以上である木材関連事業者に限る。）は、毎年一回、主務省令で定めるところにより、当該木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告しなければならない。

素材生産販売事業者の義務（情報提供）

※素材生産販売事業者が対象

（素材生産販売事業者による情報の提供）

第九条 素材生産販売事業者は、木材関連事業者に対して素材の譲渡し又は譲渡しの委託をするときは、当該木材関連事業者の求めに応じ、当該木材関連事業者がする合法性の確認に資する情報を提供しなければならない。

木材関連事業者の判断の基準となるべき事項

※全ての木材関連事業者が対象

(木材関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第十三条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（原材料情報の収集等、合法性の確認並びに第七条第二項の規定による記録の作成及び保存（第四十条第一項において「合法性の確認等」という。）を除く。以下同じ。）に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 合法伐採木材等の利用を確保するための**体制の整備**に関する事項
 - 二 取り扱う木材等のうちの**合法性確認木材等の数量を増加させるための措置**に関する事項
 - 三 前号に掲げるもののほか、合法伐採木材等の利用を確保し、**違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置**に関する事項
 - 四 木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された第八条に規定する**情報の保存**に関する事項
 - 五 木材等の譲渡しをする場合（第八条の規定により同条に規定する情報を伝達する場合を除く。）における当該譲渡しの相手方への当該**情報の伝達**に関する事項
 - 六 その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項として主務省令で定める事項
- 2 (略)

附則（施行期日、検討）

(施行期日)

第一条 この法律は、**公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日**から施行する。

(検討)

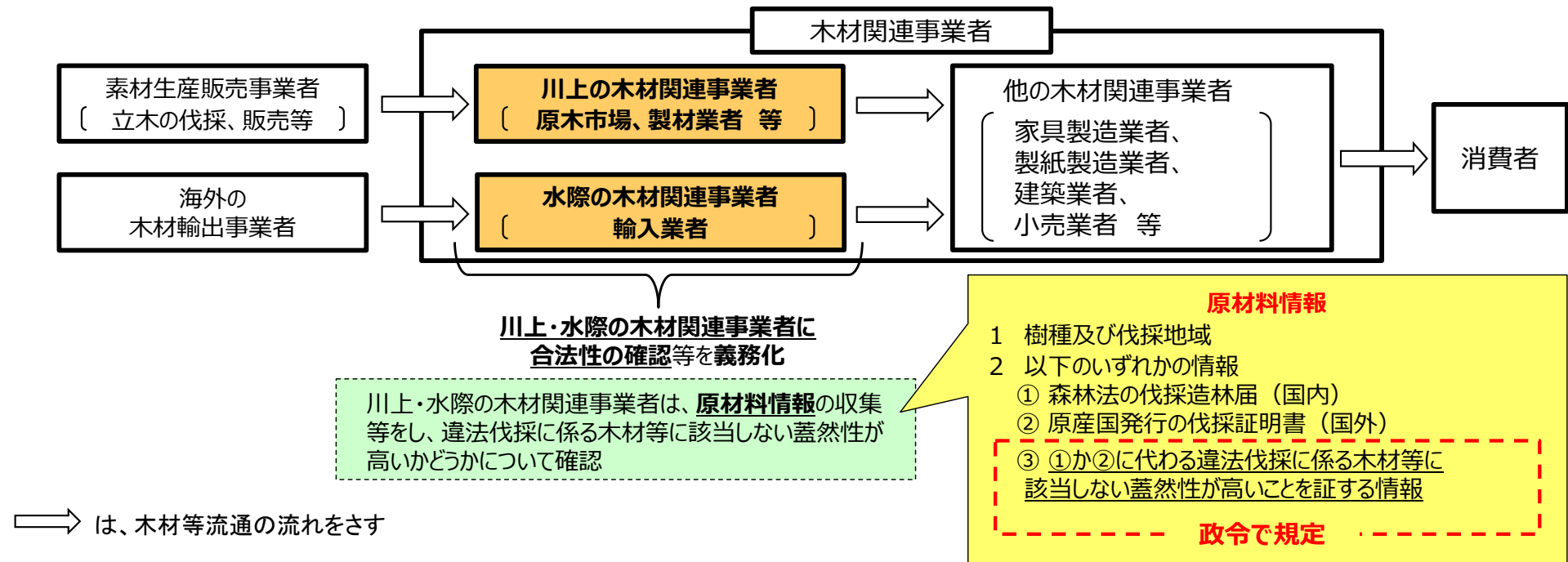
第四条 政府は、この法律の**施行後三年を目途として、新法の規定の施行の状況について検討**を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

改正クリーンウッド法に関する政令（原材料情報政令及び施行期日政令）の概要

【政令の内容】

- 1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（**原材料情報政令**）
 - (1) 国内材においては、森林法の伐採造林届に代わる情報として、森林経営計画書の写し、保安林伐採許可書の写し、国有林を伐採したことを国により証明された書類の写し 等
 - (2) 国外材においては、原産国発行の伐採証明書に代わる情報として、原産国の政府機関に準ずるもの（州政府等）や輸出国が発行した証明書の写し、原産国政府等に提出された届出書の写し 等
 - (3) (1) 及び (2) のほか、地方公共団体や主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）が指定する者により合法性が確認されたことを示す情報（例：県産材証明や森林認証等）
- 2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（**施行期日政令**）
クリーンウッド法の一部を改正する法律の施行期日を令和7年4月1日に定める

【原材料情報政令の位置付け】



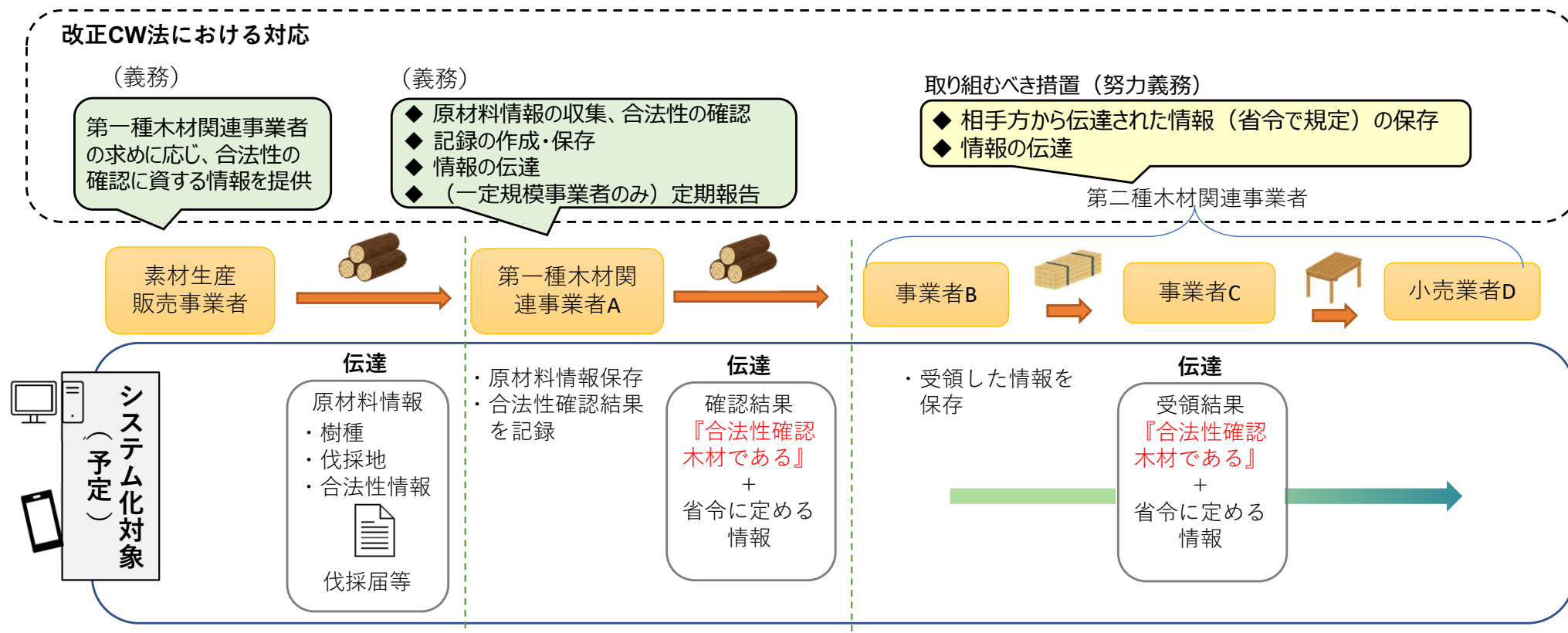
参考: 原材料情報政令の条文

(法第六条第二項第二号の政令で定める情報)

- 第一条 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第二号の政令で定める情報は、次のとおりとする。
- 一 **森林法**（昭和二十六年法律第二百四十九号）**第十条の八第一項各号**（第七号、第八号及び第十号を除き、第十一号にあっては主務省令で定めるものに限る。）**の規定に該当して伐採されたことを証する情報、同法第三十四条第一項**（同法第四十四条において準用する場合を含む。）**の許可を受けたことを証する情報**又は**同項各号**（第八号を除き、第九号にあっては主務省令で定めるものに限る。）**の規定に該当して伐採されたことを証する情報**
 - 二 **木材の安定供給の確保に関する特別措置法**（平成八年法律第四十七号）第五条第二項に規定する**認定事業計画**（法第六条第一項第一号又は第三号に規定する木材等の原材料である樹木（以下「国内樹木」という。）の伐採に係る部分に限る。）**の内容を証する情報**
 - 三 **森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法**（平成二十年法律第三十二号）第五条第一項に規定する**特定間伐等促進計画**（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）、同法第十条第二項に規定する**認定特定増殖事業計画**（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）又は同法第十五条第二項に規定する**認定特定植栽事業計画**（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）の内容を証する情報
 - 四 **地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律**（平成二十二年法律第七十二号）第四条第一項に規定する**地域連携保全活動計画**（国内樹木の伐採に係る部分に限る。）**の内容を証する情報**
 - 五 **森林経営管理法**（平成三十年法律第三十五号）第四十三条第一項の規定により市町村の長が同法第四十二条第一項に規定する**災害等防止措置**（国内樹木の伐採に限る。）**を講じたことを証する情報**
 - 六 国内樹木の伐採に関して**地方公共団体がする処分**（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）が**あったことを証する情報**
 - 七 国内樹木の伐採に関して**地方公共団体に対してした届出**（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）**に係る情報**
 - 八～十 （略） （※国外樹木に関する情報）
 - 十一 **国又は地方公共団体により発行された**、国若しくは地方公共団体が所有する国内樹木又は国若しくは地方公共団体から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した**素材の販売又は販売の委託をする事業に係る樹木が伐採されたことを証する情報**
 - 十二 **地方公共団体又は主務大臣が指定する者が**、法第六条第二項第二号に規定する届出書の写し若しくは証明書の写し又は前各号に掲げる情報を踏まえ、同条第一項各号に規定する木材等が**違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報**

改正クリーンウッド法に基づく木材等の合法性確認等に係るシステムの整備について

改正クリーンウッド法に基づき、事業者が原材料情報の保存や合法性確認結果の記録・伝達等に利用できるシステムを令和6年度に整備する予定です。



システムの主な機能	
情報の登録・伝達	原材料情報や合法性確認結果等の記録作成、取引先への伝達
情報管理、検索	作成・受領した情報等の整理・保存・管理、属性情報等からの検索
集計、報告書作成	登録木材関連事業者が行う年度報告や一定規模以上の事業者が行う定期報告等の作成

- クリーンウッド制度の解説、登録木材関連事業者に関する登録の方法・登録事業者一覧、合法性確認の方法等に関する手引・Q&A、分かりやすい動画等の発信のほか、問合せ窓口を設置。
- 国別情報として、35の国や地域について、木材等の生産及び流通の状況、合法伐採木材等に関連する法令や手続、合法性の確認に活用できる書類の事例等を掲載。
- 登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例を掲載。



(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>)

